| | |
|---|---|
| 1460万円<br>（50万円） | A．全額につき継続選択をして社団ツインの社員となり、新プレー権を２口取得するが、弁済は受けない。<br>B．25万円につき継続選択をして社団ツインの社員となり、新プレー権を１口取得しつつ、残額25万円につき弁済を受ける。<br>C．全額につき退会選択をして、50万円の弁済を受ける。 |
| 1600万円<br>（54万8000円）<br>別表７－３参照 | A．50万円につき継続選択をして社団ツインの社員となり、新プレー権を２口取得しつつ、残額４万8000円につき弁済を受ける。<br>B．25万円につき継続選択をして社団ツインの社員となり、新プレー権を１口保持しつつ、残額29万8000円につき弁済を受ける。<br>C．全額につき退会選択をして、54万8000円の弁済を受ける。 |

なお、個人正社員（個人の継続会員）が上記選択の結果、２口以上の新プレー権を取得した場合、社団ツインの細則上、２口目からの新プレー権の譲渡に関しては、名義書換料は無償とされる。

2　預託金債権者以外の一般更生債権者は、退会会員と同条件にて更生計画に基づく弁済を受ける。

優先的更生債権者は、延滞金等について会社更生法の規定に従い免除を受け、更生会社は、免除後の優先的更生債権全額を、更生計画認可決定後３か月が経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。

なお、更生担保権は存在しない。

3　これら弁済にかかる弁済原資は、社団ツインと管財人塚本の更生会社に対する出資及び融資により調達する。なお、社団ツインは、新規会員募集により当該出資及び融資の原資を調達する。

第３　弁済率策定の経緯

別表５記載のとおり、基準日時点で更生会社が破産したと仮定した場合、清算配当率は1.55％となっている。これは、ゴルフ場を早期に処分し、ガイモに対する貸付金も債権譲渡する等して早期に回収を図らなければならなくなるため、それらの回収金額は、事業を継続して長期に回収等する場合と比較して低廉にならざるを得なくなることに基づくものである。

したがって、一般更生債権者に対して元本等更生債権の約3.425％の弁済を早期に実施する内容の本更生計画案は、清算価値保障原則を十分に満たすものである。

なお、本件民事再生手続の再生計画案においては、退会会員等に対する弁済は、預託金額の10％を10年均等分割弁済するという案が示されていた。しかし、当該弁済は長期にわたるものであるうえ、その弁済原資は、更生会社がガイモに対して多額の業務委託料を支払う反面、ガイモから毎年5000万円の貸付金の回収を受けることにより捻出するというものであり、その履行の見込みには疑義のある内容であった。実際、本件会社更生手続においてガイモとの取引関係を停止して、ガイモに弁済を求めたところ、現在は毎月125万円しか支払を受けられていないし、業務委託の停止により更生会社の収支は改善されているが、それでもなお上記10％の弁済を確実に行える状況にはない。基準日における会社財産の状況は、別表４のとおりであり、事業の継続を前提として一般債権者への弁済率を財産状況から試算したところ、3.04％となっている。

こうした状況を踏まえれば、早期に一括で約3.425％の弁済を行う本更生計画案の内容は、履行可能性の観点からも財産状況の観点からも合理的に算定された弁済率であるといえる。

第４節　株主の権利の変更及び募集株式の発行の骨子

更生会社は、更生計画認可決定日前の発行済株式の全部を無償で取得して消却するとともに、募集株式を1000株発行して、これを社団ツインに600株（60％）、管財人塚本に400株（40％）引き受けさせ、新資本金を5000万円とする。

第５節　新経営陣の骨子

管財人塚本が代表取締役となり、その他の役員は、裁判所の許可を得て、管財人上田及び管財人塚本が選任する。管財人塚本を含めた新役員の任期は、更生計画認可決定日の翌日を始期とする事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとすることで、早期に、社団ツインを議決権者とする定時株主総会を開催して、役員を改めて選任するものとする。

第３章　更生債権に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　弁済に関する通則的事項

第１　弁済の方法

一般更生債権者に対する更生計画に基づく弁済は、弁済時における管財人上田の所属する法律事務所（大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階）において行う。ただし、一般更生債権者が、管財人上田が指定する日までに、日本国内の金融機関の預貯金口座に振り込む方法により弁済を受けることを指定したときは、当該方法により行うものとし、振込手数料は更生会社の負担とする。

租税等の請求権に関する納付は徴収権者の指定する方法ないし場所において行う。

第２　反対債権がある場合の処理

管財人上田が、更生債権者に対し更生計画に従って更生債権を弁済するにあたり、更生債権者に対して弁済期の到来した反対債権を有するときは、管財人上田は、更生計画に基づく弁済額から当該反対債権額を控除することができる。

第３　更生債権の放棄、取下げの取扱い

平成26年12月15日以降、更生債権の放棄又は取下げがあったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下げ後の金額を、確定更生債権の債権額として適用する。

第４　債権譲渡等の取扱い

平成26年12月15日以降、更生計画案に記載した更生債権の全部又は一部について移転があった場合、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合は、新旧権利者は、移転後の債権額に応じて、免除額を按分負担し、また弁済額を按分取得する。なお、免除額及び弁済額の按分計算の際に１円未満の金額が生じたときは、四捨五入にて新旧権利者に配分する。

第２節　更生担保権に関する権利の変更及び弁済方法

更生担保権は存在せず、更生計画に基づく弁済は行わない。

第３節　優先的更生債権に関する権利の変更及び納付方法

第１　確定した優先的更生債権の内容

確定した優先的更生債権は、別表９「租税等の請求権納付計画表」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。

租税等の請求権総額　377万3017円及び額未定

（内訳）

本税　341万0117円

①　更生手続開始決定日の前日までに生じた延滞金等　１万5800円

②　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　34万7100円

③　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までに生じる延滞金等　額未定

④　更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞金等　額未定

租税等の請求権者数　１名